

「住民自治によるまちづくり」基本指針の策定について（概要）

まちづくりは、住民の皆さんのが主役です。まちづくりは行政だけが行うものではなく、住民と行政とが協力して行動する、いわゆる「協働によるまちづくり」が大切なことです。

市では、「協働によるまちづくり」を総合計画基本構想に位置づけ推進を図るとともに、住民と行政の協働に関する考え方や方向性を示す指針を策定します。

【地域社会を取り巻く環境の変化】

環境問題や青少年育成、少子・高齢化社会の問題等に加え、住民の生活様式や価値観の変化、交通機関・情報手段の発達による生活圏域の拡大によって、地域の抱える課題は、多様化・複雑化してきています。

また、向こう三軒両隣り的な地域コミュニティも様々な要因によって変化し、地域の連帯感の喪失や地域社会に対する住民の無関心層の拡大といった問題も発生しています。

【今改めて、住民自治の重要性が問われている】

いま、社会貢献団体や組織が増加しています。阪神・淡路大震災などにおけるボランティア活動によって、人々が地域社会への関心が高まったこともひとつの要因といえます。

また、地方分権の進展により、自らの考えと責任に基づいて、自主・自律の地域づくりに取り組む必要があります。

今日の社会情勢を考えると、地域住民の協力体制の強化とともに、住民と行政の役割分担を明確にして、お互いが認め合う真のパートナーシップを築いていくことが大切となります。

住民自治の観点に立ち、「住民ができるることは住民で行い、地域でできることは地域で行い、それでもできないことは行政が担う」という、それぞれが補完しあう考え方方が重要となります。

【施策内容】

「住民自治によるまちづくりの推進」を図るため、住民サービスをすべて行政が担うというこれまでの意識を変えて、地域の構成員である住民、NPO・ボランティア団体、企業等と行政が、それぞれの得意分野で力を発揮し、役割を分担して、協働でまちづくりを行っていくための基本的な施策を示しています。

【構 成】

- 第1章 協働とは
- 第2章 協働によるまちづくり～基本理念～
- 第3章 協働によるまちづくり～基本方針～
- 第4章 八代市のコミュニティ
- 第5章 他市のコミュニティ
- 第6章 これからの住民自治組織
- 第7章 八代市における推進体制

この指針（素案）は、7つの章で構成されています。

第1章では、住民自治を推進していくために必要となる住民と行政の協働について、第2、3章では、住民自治を進める基本理念と基本方針を述べています。

第4、5章では、八代市のコミュニティの現状や他市のコミュニティについて、アンケート調査の結果を整理しています。

第6章では、地域の課題に総合的かつ柔軟に対応ができる「住民自治組織」の考え方について、第7章では、住民自治によるまちづくりを推進するにあたり、八代市での推進体制について述べています。

【今後の取り組みについて】

「住民自治によるまちづくり」基本指針の策定後、本指針を踏まえ、今後住民自治をどのように進めていくかなどをより具体的な施策目標を掲げたアクションプラン（実施計画）を策定していきます。

策定にあたっては、適宜住民の皆様へお示しをしていきます。